

SY1-1

性的虐待を見つけ支援につなげる～司法の課題

掛川 亜季

たちかわ市民法律事務所（弁護士）

1 性的虐待の発覚のしにくさ

児童相談所の児童虐待相談対応件数の相談のうち性的虐待は1～2%に過ぎない（但し、きょうだい等による行為の場合、ネグレクトに分類される）。

どうして性的虐待は見つけにくいのか。発見後どのような支援が求められているか。主に司法に関わる側面から検討したい。

2 性的虐待の発見・予防のために

(1) 子ども・大人への予防啓発

何が性的虐待に該当するのかを子どもが理解していなければ、そもそもおかしいと気が付きにくい。身近な関係にも起きることも明確に知らせておく必要がある。

大人もこれらについて理解するとともに、性的虐待が疑われる言動の例を知り、認知した場合には市区町村の担当部門や児童相談所に早めに相談し対応することが必要である。

(2) 子どもが声を上げることができる環境の整備

日常的に子どもの意見が大切に扱われる経験の積み重ねが、被害を申告できる源泉となる。また、子どもが信頼できる、身近な相談機関が必要である。

声を上げることによって、慣れた環境が瓦解する可能性を子どもは察している。子ども達の不安や混乱にどのように向き合うか。下記法的手続の正確な説明や見通しについても適切に情報提供する必要がある。的確な情報提供とそれを踏まえた子どもの意見の尊重は、司法手続の選択にあたり必須な事柄である。

3 性的虐待と司法手続

(1) 保護、施設入所措置等、親権喪失等

性的虐待をした保護者は虐待を否認することが多い。児童相談所が性的虐待の存在（保護者による監護が著しい福祉侵害となること）を立証する必要がある。

(2) 刑事訴追

どのような犯罪が成立するかをまず検討する必要がある。監護者等性交罪等が2017年に創設されたが、その後の運用状況はどうか。また、今国会で審議見込みの刑法等改正案によりどのように変わるか。

被害児の供述について、被害確認面接の利用状況と課題は何か。上記刑法等改正案により手続面はどのように変わるか。

(3) 非行として把握された場合

高年齢の被害児が性非行や家出等により非行少年として認知されることがある。非行に至った経緯を丁寧に聞き取り、親権者との調整を行いながら安心安全に生活できる場の確保、心理的ケアや治療を含む継続的なサポート体制の整備が望まれる。